

事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型) (通称:改善サポート経再)

制度の特徴

資材高騰や物価高、人手不足等による影響が続く中、事業再生に取り組む事業者の返済負担を緩和することで、早期の事業再生を促すことを目的とした制度です。

(改善サポート感染症対応型の終了(R7.3月末)に伴う後継制度です。)

| | |
|-----------|---|
| 対 象 者 | 保証制度要綱に記載しているいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者 |
| 保 証 限 度 額 | 2億8,000万円 |
| 保 証 期 間 | 15年以内 |
| 据 置 期 間 | 3年以内（分割返済） |
| 金 利 | 金融機関所定 |
| 保 証 料 | 0.40% |
| 担 保 | 必要に応じて徴求 |
| 連 帯 保 証 人 | 原則として、法人の代表者を除いては、保証人は不要 (一定の要件を満たせば、経営者保証を不要とする取り扱いが可能です) |